

2017

# CSR 研究部会論文集 2017

第一東京弁護士会総合法律研究所 CSR 研究部会

2017 年 3 月

## 発刊にあたって

総法研 CSR 研究部会は、故原田進安会員の申請により、平成 17 年に設立を承認され、平成 21 年 5 月から本格的に活動を開始し、月 1 回のペースで定例部会を開催しております。これまで、「ISO26000：2010 社会的責任に関する手引」（以下、「ISO26000」といいます。）、社会的責任投資、米国等の紛争鉱物規制、海外サプライチェーンにおける労働問題の法的リスク等、様々なテーマを研究しております。最近では、ビッグデータ利活用に伴う個人情報保護法改正の動き、FIFA と RICO 法、EU 等海外における CSR 情報の開示の義務化の動き、サプライチェーンにおけるリスク管理、マイナンバー制（番号法）、公益通報者保護法の改正の動向、金融機関における CSR への取組み、企業の内部通報窓口（制度）の実務等も研究しています。

CSR といいますと、「企業の社会的責任」と訳されますように、企業が主体となるという理解が一般的ですが、例えば、ISO26000 では、企業を含む社会に存在するあらゆる種類の「組織」を主体（責任の担い手）と捉えており、例えば、大学、学校、病院、労働組合、NGO なども責任の担い手とされています。このように責任の担い手が多種多様であるために、個々の組織がいかなる責任をどのように担うべきなのかという問題は、一筋縄では答えることができないのが現状です。また、取り組むべき課題も、コンプライアンス、組織統治、人権、労働、環境、公正な事業慣行、消費者、地域貢献等、広範囲に及んでおります。当研究部会は、ある意味では「捉えどころのない」CSR というテーマに悪戦苦闘しながら研究を進めてまいりましたが、この度、部会員有志の執筆による論文集を発刊する運びとなりました。いずれの論文も悪戦苦闘の跡が窺える力作です。

本論文集が、CSR に取り組む諸組織の支援に携わる会員各位の実務に役立つものであれば、当部会としてこれに優る喜びはありません。最後に、本論文集は、講師としてお招きした内外の専門家の皆様の貴重なご教示と、部会員による活発な議論、そしてなによりも、各執筆者のご努力の結晶であります。部会長として、皆様にここに深く感謝申し上げます。

平成 29 年 2 月

第一東京弁護士会 総合法律研究所 CSR 研究部会  
部会長 岩 垂 章

## Contents

○ 日本企業におけるCSRの取組概況 －CSRレポート等からみたポイント－	弁護士 辻畑泰喬 <i>Yasutaka Tsujihata</i>	3
○ 企業と環境問題	弁護士 平尾 覚 <i>Kaku Hirao</i>	13
○ 近時のCSRの動向・ 労働問題を中心とするサプライチェーンにおける人権問題について	弁護士 佐藤祐子 <i>Yuko Sato</i>	19

- ※ 本論文集掲載の各論考の著作権はいずれも各執筆者に帰属します。
- ※ 本論文集掲載の各論考の内容はいずれも各執筆者の個人的見解に基づくものです。
- ※ 本論文集掲載の各論考において記載する法令，データ，参考文献等はいずれも各執筆時点において参照した資料等に基づくもので，執筆後において，改正，変更，アップデート等されている場合があります。

# 日本企業におけるCSRの取組概況

## －CSRレポート等からみたポイント－

CSR研究部会副会長

弁護士 辻畑泰喬

### I 本稿の目的

CSRとは文字通りには「企業の社会的責任」(Corporate Social Responsibility)であるところ<sup>1</sup>、世間では純粹に「社会貢献活動」に限定して用いられる場合もあれば、「法令順守」と同義に用いられる場合もあるなど、その概念の捉え方は必ずしも統一的であるとはいえないように思える。CSRの意義につき、例えば、欧州委員会は「社会的影響に対する企業の責任」と解し<sup>2</sup>、また経済産業省は「企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方」を指すと説明しているように<sup>3</sup>、必ずしも社会貢献活動や法令順守に限定して捉えるべき概念ではない。実際、日本企業においては多様なCSR施策がこれまでとられてきており、その取組がCSRレポート、サステナビリティレポート、統合報告書、環境報告書等<sup>4</sup>を通じて公表されてもいる。

そこで本稿は、今後のCSR施策のあり方を検討・推進していく前提として、まずは日本企業(大企業が中心)におけるCSRに係る現在の取組状況を把握する観点から、その一助として、CSRレポート等を通じて紙幅内でそれを整理・概観することを目的とする<sup>5</sup>。なお、本稿は、あくまで2016年10月前半時点において公表されている各社のCSRレポート等の中から、ランダムに選出した合計52社(内訳:株式会社50社、一般社団法人1社、医療法人1社)のCSRレポート等(当該時点における可能な限りの最新版)を参照した上での論考である。

### II 国際的フレームワークの参照状況

<sup>1</sup> 社会的責任は企業(Corporate)に限らずあらゆる組織が果たすべき役割であることから、単にSRと呼ばれることもある。

<sup>2</sup> [https://ec.europa.eu/growth/industry/corporate-social-responsibility\\_en](https://ec.europa.eu/growth/industry/corporate-social-responsibility_en) (欧州委 HP)

<sup>3</sup> [http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/kigyoukaikei/](http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyoukaikei/) (経産省 HP)

<sup>4</sup> 本稿ではこれらを総称して「CSRレポート等」という。

<sup>5</sup> あわせて、(一財)企業活力研究所「我が国企業の競争力強化に向けたCSRの国際戦略に関する調査研究報告書～新興国(アジア)のCSRに関わる法規制等の実態を踏まえて～」(平成28年3月)、経済産業省「国際的な企業活動におけるCSR(企業の社会的責任)の課題とそのマネジメントに関する調査報告書」(平成26年5月)、経団連「企業行動憲章・実行の手引き(第6版)」(平成22年9月)、日弁連「企業の社会的責任(CSR)ガイドライン」(平成22年3月)等も要参照。

## 1 フレームワーク

企業が社会的責任を果たす上で参照するに有益な国際的フレームワークは複数存在し、事業分野横断的によく参照されるものとして、次の4つを指摘できる。

すなわち、①国連は、2000年に「国連グローバル・コンパクト」(UNGC)を発足させ、人権・労働、環境、腐敗防止の4分野についての10原則を示し、これに賛同する世界中の多数の企業等が、社会のよき一員として行動し、持続可能な成長を実現する目的で当該取組に加わっている。②ISO(国際標準化機構)は、2010年に組織の社会的責任に関するガイダンス規格「ISO26000」を発行し、組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画及びコミュニティの発展を7つの中核主題として、当該主題ごとに実践すべき課題を提示している。③OECD(経済協力開発機構)は、企業が責任ある行動を自主的にとるよう勧告するための「多国籍企業行動指針」(2011年最終改訂)を策定し、情報開示、人権、雇用、環境、腐敗防止、消費者利益、科学技術、競争、納税の各分野における責任ある企業行動を取りまとめている<sup>6</sup>。④UNEP(国連環境計画)の公認団体である非営利団体GRI(Global Reporting Initiative)は<sup>7</sup>、「Sustainability Reporting Guidelines(G4)」(GRIガイドライン、最新は2013年改訂の第4版)を策定し、組織がサステナビリティレポートを作成するための報告原則、標準開示項目、実施マニュアルを示している<sup>8</sup>。

## 2 日本企業の参照状況

やや古いデータであるが、経済産業省の報告書(平成26年〔2014年〕5月)<sup>9</sup>によると、GRIデータベース内の2012年公開レポート<sup>10</sup>における前記国際的フレームワークへの言及比率は以下の表のとおりである。これによると、日本企業は、国連グローバル・コンパクト及びISO26000をよく参照していること、またOECD多国籍企業行動指針についても他国との対比では参照率が高いことが分かる。

実際、CSRレポート等の中でも前記国際的フレームワークを参照するものが多く、例えば、ISO26000の中核主題に従って構成するもの<sup>11</sup>、国連グローバル・コンパクト等の対照表を提示するもの<sup>12</sup>、GRIガイドライン(G4)及びISO26000との対照表を提示するもの<sup>13</sup>などがある。

<sup>6</sup> 行動指針の普及・照会処理・問題解決支援のために、各国に連絡窓口(NCP: National Contact Point)を設置することとしており、日本は、外務省、厚生労働省、経済産業省がその役割を担っている。これまで、労働分野を中心に日本NCPは問題解決支援を実施してきており、当該支援概要が問題となった企業名とともに外務省のHP上で公表されている。

<sup>7</sup> <http://www.sustainability-fj.org/gri/> (サステナビリティ日本フォーラムHP)

<sup>8</sup> この①～④に限ったものではなく、例えば、金融機関においては、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」(21世紀金融行動原則、2011年10月)に署名参加している企業が多い。また、電子機器業界には、サプライチェーンの労働環境や環境責任について定めたEICC(電子業界行動規範: Electric Industry Code of Conduct)がある。その他、国内外、分野・業種ごとに多様な指針がある。

<sup>9</sup> 前掲注5・経済産業省4～5頁及び同5頁表1の出典である2012年GRIデータベース(GRI Sustainability Disclosure Database)を参照。

<sup>10</sup> 3,546のレポートが対象。

<sup>11</sup> 凸版印刷「CSRレポート2016」。国連グローバル・コンパクトにも言及。なお、本稿において注釈で指摘するCSRレポート等は、参照したものを限定列挙するものではなく、あくまで例示である。

<sup>12</sup> 日本郵船「NYKレポート(CSRレポート)」

<sup>13</sup> 住友化学「CSRレポート2016」。国連グローバル・コンパクトにも言及。

【表】日本企業における国際的フレームワークの参照状況（出典：注5及び9参照）

	①UNGC	②ISO26000	③OECD 指針	④GRI ガイド※
日本	72.2%	71.4%	26.7%	14.3%
世界平均	36.4%	13.3%	11.0%	61.8%

（※）GRIは当時のGRI G3（現在は前記のとおりG4）のアプリケーションレベルをレポートに記載している場合にはじめて参照したものとしているところ、日本企業の多くはGRIを参照しているが、当該記載をしていないため、比率が低くなっている。

### III 取組概要

#### 1 重要課題の特定・レビュー

CSRがカバーする領域は多岐に渡るものであり、当該企業においていかなる事項が重要課題となるのかは事業内容や時代の変遷によっても異なり得るもので、自社の現在における重要課題を正確に特定することは、具体的なCSR施策を講ずる前提として欠かせない取組である。

例えば、①ISO26000等のフレームワークで提示された課題や日本国内の社会問題等を検討して候補となる課題を抽出し、②顧客、取引先、企業担当者、NPO/NGO、従業員等合計20名のステークホルダーで構成されるミーティングを開催した上で、それを踏まえて有識者を招いて対話を行い、③社会からの要請・期待及び事業における重要度の観点から最重要課題を特定し、④当該課題も念頭に入れつつ独自の「CSR自己評価指標」を設定し、PDCAサイクルを回して目標達成を実現する、という取組がある<sup>14</sup>。また、社内ワークショップで得られた会社にとっての重要課題、及び、コールセンターへの意見や各種アンケート、消費者懇談会や海外有識者ダイアログでの意見等で得られたステークホルダーにとっての重要課題を順位付け・評価してマテリアリティマップを作成し、重要課題を特定する取組もみられる<sup>15</sup>。

この様に、前記フレームワーク等で示された課題や社内意見だけでなく、社外の多様なステークホルダーの意見も集約しつつ重要課題を特定・レビューする取組、及び、CSRレポート等の中で自社の重要課題を特定したプロセスを明らかにする取組は、ステークホルダーの信頼獲得に資するものと考えられる<sup>16</sup>。

#### 2 組織統治

コンプライアンス、コーポレートガバナンス、リスクマネジメントはCSRを果たす上での基本的事項といえ、各社、その推進体制を構築している。

コンプライアンスについては、倫理規則や各種ガイドライン、マニュアル等の策定、内部通報制度の構築、コンプライアンス委員会等の専門機関や部署の設置、eラーニングや社内外の講師

<sup>14</sup> 大和ハウスグループ「CSRレポート2016」13～23頁

<sup>15</sup> ダスキン「DUSKIN REPORT 2016」17～20頁

<sup>16</sup> その他、三井住友フィナンシャルグループ「CSR REPORT 2015」11頁、ファーストリテイリング「CSRレポート2016」15頁、積水化学工業「CSRレポート2016」7頁等も参照。もともと、現状、必ずしも多くの企業がCSRレポート等において当該プロセスを明らかにしているわけではない。

等による研修の実施、イントラネット等を通じた定期的な社内への情報発信等は多くの企業が採用している一般的な施策である<sup>17</sup>。内部通報制度においては、海外子会社社員を含め、本社長に直接通報できる制度を構築している企業もある<sup>18</sup>。また、「企業倫理綱領」を策定し、その理解と実践のために小冊子を配布するとともに、毎年、国内全従業員は同冊子巻末の「コンプライアンス宣言書」に内容を再確認の上でサインするという取組<sup>19</sup>や、年に一度「誓いの日」を制定して過去の失敗を振り返るとともに全社員がコンプライアンスを誓うメッセージを書き留める取組<sup>20</sup>もみられる。なお、独占禁止法や下請法等の遵守という公正取引、知的財産保護<sup>21</sup>、汚職・贈賄の防止、個人情報保護やマイナンバー制度対応等の情報管理<sup>22</sup>、反社会的勢力との関係拒絶等を CSR レポート等の中で独立に項目立てして記載している企業も多い<sup>23</sup>。

コーポレートガバナンス体制や CSR 推進体制については、図等を用いながら説明する企業が多くみられる。その際、単に客観的体制の説明にとどまるのではなく、自社が当該組織体制を選択する理由を具体的に説明しているものも多くみられる。また、取締役会の実効性評価方法及びその結果について記載しているものもある<sup>24</sup>。

リスクマネジメント体制についても、図等を用いながら説明する企業がみられるほか、自然災害の多い日本の実情に鑑みて、大規模災害時の BCP、BCM<sup>25</sup>についても言及している企業が多くみられる。また、リスクマネジメント体制やリスク対象事業及びその審査のポイント等について具体的に説明している取組<sup>26</sup>は、ステークホルダーの信頼獲得に資するものと考えられる。

### 3 労働慣行<sup>27</sup>

国内労働人口の減少社会へと移行する中、限られた労働資源から優秀な人材を確保するために労働環境を整備・充実させることは企業にとって重要なテーマと考えられる。インターネット上で容易に情報が拡散する社会において、いわゆる「ブラック企業」なる烙印が押されては企業イメージの大きな低下をもたらしかねない。社員の自殺により労働環境の内実が明らかとなり、

<sup>17</sup> 委員会の開催回数、通報件数、研修回数や受講者数等を具体的に記載しているレポートもある。

<sup>18</sup> 任天堂 HP「CSR レポート 2016」“CSR マネジメント”

<sup>19</sup> サントリーグループ「CSR サイト 2016 (PDF 版)」188 頁。ファーストリテイリングにも同様の取組がある（「CSR REPORT 2016」54 頁）。

<sup>20</sup> 前掲注 15・ダスキン 69 頁

<sup>21</sup> 旭化成等一部の企業は、経済産業省「知的財産情報開示指針」（2004 年 1 月）に基づき、「知的財産報告書」を別途作成・公表している。

<sup>22</sup> CSR の観点から個人情報保護施策を整理したものとして、辻畑泰喬「企業における CSR 施策としての個人情報保護対策—主にリスク管理の側面から」（第一東京弁護士会総合法律研究所「法務リスク管理最前線—ガバナンス、リスク管理、コンプライアンスを中心に」清文社、2016）参照。なお、電気通信事業者の中には、他企業より情報セキュリティー等を厚く記載しているものもある（KDDI「統合レポート 2016 (ESG 詳細版) 33~34 頁」）。

<sup>23</sup> 中にはリスクマネジメント等に分類される場合もあり、共通の明確な区別に基づいて使い分けられているわけではない。

<sup>24</sup> 前掲注 13・住友化学 81 頁

<sup>25</sup> BCP (Business Continuity Plan) は事業継続計画、BCM (Business Continuity Management) は事業継続マネジメント。

<sup>26</sup> 三井物産「CSR レポート 2016」58 頁以下

<sup>27</sup> 項目立ては企業によって様々である。例えば、前掲注 22・KDDI は、「ガバナンス」「社会」「環境」の大項目を立てた上で、「社会」の中で、労働慣行、サプライチェーン、人権、消費者課題等の取組を記載している。

大きな社会的反響を呼んだ出来事は記憶に新しい。労働環境の整備・充実は重要な CSR 施策の一つと考えられる。

多くの企業は、①ワークライフバランス（労働時間の削減、有休取得率の向上、出産・育児・介護休暇、メンター制度、フレックスタイム制等の柔軟な勤務形態等）、②ダイバーシティ（女性のキャリア形成、グローバル人材、障がい者雇用、定年後再雇用等）、③人材育成（育成プログラムの整備、グローバル人材の育成等）、④労働安全及び健康管理（安全管理体制の構築、防災訓練、救命講習、健康診断、健康相談、感染症対応、社内セミナー等）、⑤社員の意識調査等について共通して施策を講じており<sup>28</sup>、さらに個々具体的な取組や人事データの数値とともに CSR レポート等で紹介している企業も少なくない<sup>29</sup>。その他、LGBT を理解するセミナーの開催や社内コミュニケーションの活性化の取組<sup>30</sup>や、CSR レポートに複数の従業員の生の声や研修等の様子を写真を用いて掲載する取組<sup>31</sup>もみられる。

もっとも、制度を有名無実化するのではなく、現に労働災害等が発生しないようにするための施策を実質的に講じ、ワークさせていくことが肝要である。外形的に働きやすい「子育てサポート企業」と認定されていても、綻びある労働実態から労働災害等が現実化してその内実が公になつては、当該企業として大きなイメージ低下をもたらすことは先例から明らかである<sup>32</sup>。

#### 4 環境

企業の事業活動の遂行は、有限な資源エネルギーの消費及び環境負荷をもたらし得る。環境対策は世界共通の重要課題であり、日本企業の CSR 施策としても中心的な課題として位置づけることができる。

企業が講ずる環境対策は「環境報告書」という形で公表される場合もある。環境配慮促進法 11 条は、大企業者（同 9 条 1 項により作成・公表義務が課されている国立研究開発法人や国立大学法人等の特定事業者<sup>33</sup>等を除く。）に環境報告書を公表等する努力を求めているところ<sup>34</sup>、環境省は環境報告の実施指針として「環境報告ガイドライン」（2012 年版が最新）を公表し、そこでは、特に上場企業や従業員 500 人以上の非上場企業等の大規模事業者に環境報告を求め、加えて将来的にはすべての事業者が環境報告書を作成・公表することが望まれるとしている。なお、

<sup>28</sup> なお、労働基準法、労働安全衛生法等の労働関連法規で要請される取組を実践しなければならないことはいうまでもない。

<sup>29</sup> NTT ドコモグループ「サステナビリティレポート 2015」62～75 頁、前掲注 26・三井物産 64～73 頁等。なお、資生堂は、「男女ともに育児・介護をしながらキャリアアップ」できる会社を目指し、各種支援制度を導入している（「資生堂 CSR [資生堂の社会的責任]」[2015 年度版] 103 頁以下）。

<sup>30</sup> ヤフーHP「ヤフーの CSR」

<sup>31</sup> 関東化学 HP「CSR レポート」

<sup>32</sup> 2015 年末の新入社員の自殺が 2016 年に労働災害認定を受けることで社会問題化した電通は、次世代育成支援対策推進法に基づき、厚生労働大臣から「子育てサポート企業」として 3 回認定を受けていた（2016 年 10 月時点）。

<sup>33</sup> 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第 2 条第 4 項の法人を定める政令」所定の事業者

<sup>34</sup> なお、環境配慮契約法 3 条及び 4 条は、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人に対し、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるよう求めている（前 2 者においては「努めなければならない」との努力義務）。

「環境報告書」という名称や形式を必ず用いなければならないわけではなく、CSR レポート等の中に環境報告ガイドラインに則った記載があれば、当該 CSR レポート等は同ガイドラインにおける「環境報告書」としても位置付けられる<sup>35</sup>。環境省の調査によると、2014 年度における環境報告書（CSR レポート等の一部として作成・公表しているものを含む。）を作成・公表している企業割合は、上場企業で 65.4%、非上場企業で 28.0%、合計で 39.4%である<sup>36</sup>。

CSR レポート等からみられる対策として、環境マネジメント体制の構築、環境方針や行動指針の策定、内外からの環境監査、社内環境教育や社員の eco 検定取得、環境マネジメントシステム ISO14001 の取得、CO<sub>2</sub>削減や再生可能エネルギーの利用促進、LED 照明や排熱・地中熱・太陽光発電等の省エネ対策、生物多様性保全対策、水の使用量・排水量の削減等の水資源保全対策、配送時の CO<sub>2</sub>排出量削減等の物流時における対策、サプライチェーン全体の CO<sub>2</sub>排出量（スコープ 3）の算定<sup>37</sup>、リサイクルの促進等による廃棄物量の削減、アスベストや土壌汚染対策等の化学物質の管理等が挙げられる。また、小売業を営む企業においては、店舗への電気自動車用充電器の設置や水素ステーションの併設、環境に配慮した容器包装、レジ袋の削減という取組もみられる。他にも、食品残さを液体肥料化する研究の取組<sup>38</sup>、企業独自の環境配慮型製品基準を制定した上での認定登録及び製品への認定ラベルの貼付の取組<sup>39</sup>、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンの環境経営分科会での活動の取組<sup>40</sup>等もみられる。

## 5 サプライチェーン

企業が自社の CSR 施策としてコンプライアンスの徹底、環境保全、労働問題、人権尊重、消費者課題等の取組を実践すると同時に、当該企業を取り巻くサプライチェーンに同様の取組を浸透させていくことも CSR 施策として基本的かつ重要な取組であり、各社実践している。

CSR レポート等からみられる対策として、サプライチェーンに係る CSR の基本方針や CSR 調達指針、各種ガイドライン等の策定、サプライヤーとのコミュニケーションを通じた指針等の周知、サプライヤーによるセルフチェックや現地調査等を通じた順守状況の確認、調査結果に応じた改善支援・要請等の対応が挙げられる。また、取引先工場に対する労働環境モニタリングの仕組みを構築し、その強化を重点活動と位置付けている企業<sup>41</sup>や、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンのサプライチェーン分科会に参加し、CSR 調達を実践しやすい環境整備のための活動を行っている企業<sup>42</sup>もある。他にも、取引先を対象とした勉強会や講習会を毎年開

<sup>35</sup> 環境省「環境報告ガイドライン」（2012年版）9頁

<sup>36</sup> 環境省「環境にやさしい企業行動調査結果（平成 26 年度における取組に関する調査結果）」【詳細版】（平成 28 年 3 月）。ここで示す割合は、本調査の総回答数である、上場企業 425 社、非上場企業 975 社、合計 1,400 社（いずれも有効回答数）を分母としたものである。なお、「CSR レポート」と「環境報告書」の両方を作成する企業もある（大和ハウスグループ等）。

<sup>37</sup> 「スコープ 3」とは、当該企業以外のサプライチェーン全体からの温室効果ガス排出量をいう。これには環境省の「サプライチェーン排出量の算定支援」事業を活用した取組もある（セブン&アイ「CSR Report 2015」38頁）。

<sup>38</sup> 前掲注 37・セブン&アイ 42頁

<sup>39</sup> 凸版印刷「CSR レポート 2016」46頁、凸版印刷 HP

<sup>40</sup> 伊藤忠「Sustainability Report 2016」18頁

<sup>41</sup> 前掲注 16・ファーストリテイリング 18～21頁

<sup>42</sup> 前掲注 26・三井物産 50頁、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン HP

催する取組<sup>43</sup>、新規仕入先を選定するプロセスを CSR レポートで明示する取組<sup>44</sup>、取引先向けの通報制度を運用する取組<sup>45</sup>、建設業界における施工現場での安全確保の各種取組<sup>46</sup>、武装勢力の資金源となる紛争鉱物の不使用に向けた取組<sup>47</sup>、サプライヤーからの情報をデータベース化して課題の洗い出しや減災等の対策を実行する取組<sup>48</sup>、物流業者に対する CSR の取組<sup>49</sup>等がみられる。

## 6 人権

人権に係る問題は、強制・過酷労働及びセクハラ・パワハラ等という労働分野、環境悪化に伴う健康被害という環境分野、異物混入や顧客プライバシーに係る消費者分野等と関連する問題であり、しかも、当該企業に限らずサプライチェーン全体に関わる問題でもある。そのため、CSR レポート等においても「人権」項目を特出しすることなく、各々の項目の中で人権に係る問題もあわせて言及しているものも多くみられるが、一方で、例えば ISO26000 は人権問題を中核主題の一つとして位置づけるなど、企業が社会的責任を果たすための重要な課題であると考えられることから、CSR レポート等においても「人権」項目を個別に設けて自社の取組を整理する企業も少なくない<sup>50</sup>。

CSR レポート等からみられる対策として、人権に係る指針等の策定、社内人権教育を含めた人権啓発推進体制の構築、人権デュー・ディリジェンスの実施、世界人権宣言への支持表明<sup>51</sup>、人権に関する通報相談窓口の設置、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンの分科会その他各種人権問題を取り扱う団体への参加のほか、各種労働関連施策、顧客情報管理対応、人権保護を含めた CSR 調達等のサプライチェーン対応も挙げられる。人権デュー・ディリジェンスについては、4年ごとに従業員の人権意識の実態調査を実施し、本社担当部署において、各事業所、グループ会社ごとに集計結果の分析を行ってフィードバックシートにまとめ、問題点や課題を見える化している企業もある<sup>52</sup>。また、グローバル展開する企業においては、先住民の人権・

---

<sup>43</sup> 前掲注 15・ダスキン 32 頁、ブリヂストン HP「CSR 活動」等

<sup>44</sup> 前掲注 15・ダスキン 32 頁

<sup>45</sup> 大和ハウスグループ「CSR レポート 2016」49～50 頁。前掲注 37・セブン&アイ 58 頁は相談受付件数の実績も公表。

<sup>46</sup> 前掲注 45・大和ハウス 51 頁

<sup>47</sup> 前掲注 29・NTT ドコモ 82 頁、TDK「CSR REPORT 2016」28 頁、コニカミノルタ「CSR レポート 2016」32 頁、前掲注 18・任天堂 HP“生産パートナーとともに”等。書面調査のほか訪問調査を実施している企業もある（任天堂等）。

<sup>48</sup> トヨタ自動車「Sustainable Management Report 2016」37 頁

<sup>49</sup> 前掲注 47・コニカミノルタ 32 頁

<sup>50</sup> 味の素「サステナビリティレポート 2015」59 頁以下、前掲注 29・NTT ドコモ 76 頁以下、前掲注 26・三井物産 37 頁以下、前掲注 39・凸版印刷 24 頁以下等

<sup>51</sup> ILO 中核的労働基準を構成する条約への支持を表明している企業もある（前掲注 26・三井物産 39 頁）。

<sup>52</sup> 前掲注 45・大和ハウス 133 頁。なお、日弁連は、2011 年（平成 23 年）6 月に国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択されたことを受けて、2015 年 1 月に「人権デュー・ディリジェンスのためのガイドランス（手引）」を公表した。同ガイドランスは、注釈 5 の日弁連「企業の社会的責任(CSR)ガイドライン」の延長上の活動として公表されたものである（同ガイドランス 1 頁）。また、前記サプライチェーンの項目との関係で、サプライヤー契約における CSR 条項に係る解説（同ガイドランス 54～69 頁）も参照されたい。

文化への配慮や国連の綱領等に従った警備会社の適切な選定等の取組を実践する企業<sup>53</sup>もみられる。

## 7 消費者

消費者に対する欺瞞的行為、不誠実行為は、当該消費者からの信頼失墜、企業のレピュテーションの毀損へと繋がり得るものである。BtoC取引企業からしてみると消費者の信頼は会社経営に直接影響する事態であるが、BtoB取引を主とする企業においても、ひいては取引先や従業員の信頼失墜へと繋がりがねない問題であり、情報の伝播性の加速する社会においては一層気を配らなければならない課題といえる。近時、食品表示法の制定や、消費者契約法、景品表示法、特定商取引法、個人情報保護法の改正等、消費者関連法制に動きがみられ、加えて2016年10月1日には消費者裁判手続特例法が施行されるなど、企業における消費者対策、信頼獲得の重要性は軽視できないものとなってきている。

企業は、独自の品質保証基準を策定して同基準に基づいてサプライヤーに対しても監査を実施している取組<sup>54</sup>、製造・流通・販売拠点の監査・管理の取組<sup>55</sup>、異物混入・放射性物質・農薬に対する取組<sup>56</sup>など、自社製品やサービスの品質保証ための施策を講じ、その方針やマネジメント体制についてCSRレポート等で説明している。また、品質マネジメントシステムISO9001のほかにも、国際食品安全イニシアティブ（GFSI）承認のFSSC22000などの認証取得を拡大する取組<sup>57</sup>など、外部認証を取得する取組も多くみられる。加えて、消費者の苦情を含めた様々な声を自社の取組に反映させるために、企業は、消費者との対話窓口の設置、アンケート調査、消費者団体との懇談会、SNS等から得られた消費者の声を自社の施策に生かす取組等を実践している。その際、消費者から窓口に寄せられた具体的な件数<sup>58</sup>や、実際に消費者の声を活かした具体的な取組事例<sup>59</sup>をCSRレポート等を通じて紹介する企業もある。その他、例えば移動通信事業者が歩きスマホ等のマナー啓発や安全充電啓発、振り込め詐欺防止対策を実施<sup>60</sup>するなど、各々の事業内容に応じた取組もみられる。なお、顧客情報の管理を消費者課題の中で整理してCSRレポート等に記載する企業も少なからず存在する<sup>61</sup>。

なお、消費者のほかにも、地域社会その他の様々なステークホルダーとの対話の機会を確保する取組<sup>62</sup>もCSR施策としてよく目にする重要な取組である。

## 8 社会貢献活動等

CSRというところの「社会貢献」のイメージを先行して持たれる場合もある。実際、各社、社

<sup>53</sup> 前掲注40・伊藤忠14頁、前掲注26・三井物産39、40頁

<sup>54</sup> 前掲注50・味の素109頁以下

<sup>55</sup> 前掲注15・ダスキン27～28頁

<sup>56</sup> カゴメ「2016 KAGOME CSR REPORT」48～49頁

<sup>57</sup> 前掲注50・味の素111頁

<sup>58</sup> 前掲注16・ファーストリテイリング52頁

<sup>59</sup> 前掲注56・カゴメ53頁

<sup>60</sup> 前掲注29・NTTドコモ60～61頁

<sup>61</sup> セコム「CSRレポート2015」18頁、前掲注50・味の素117頁等

<sup>62</sup> 旭化成「CSRレポート2015」59頁以下等

会貢献活動方針等を定め<sup>63</sup>、CSR レポート等において独立した項目を立てつつ、自社の社会貢献等の活動内容を紹介している。

CSR レポート等からみられる活動として、例えば、清掃・植樹その他のボランティア活動、各種イベントへの出典や協賛、大学への寄付講座や出前授業、学生のインターンシップの受入れ、奨学金制度、工場見学、盲導犬育成支援活動、献血運動、スポーツ振興、文化・学術振興、身近な環境保全活動等がある。また、海外奨学生のインターンシップの受入れや海外での植林活動、発展途上国における学校教育支援等、よりグローバルに展開する取組も多くみられる。さらには、災害被災地支援活動は、CSR を推進するほぼすべての企業で実践されている取組といえ、例えば、国内外の災害に対する義援金の寄付、被災地製品の販促物産展の開催、被災者の文化・スポーツイベントへの招待、スポーツ体験教室等のほか、災害時の自動販売機飲料の無償提供<sup>64</sup>や災害時に無料利用できる非常用電話機の店舗内設置や無線 LAN の利用<sup>65</sup>という取組もみられる。その他、社会福祉法人を通じた保育・介護等の支援活動<sup>66</sup>や、近時の来日観光客数の急増という社会背景がある中で、「インバウンドの取組」という項目を独立に設け、鉄道、百貨店、ホテル事業等における各種取組を CSR レポート等で紹介している企業<sup>67</sup>もある。

## 9 第三者保証・意見

投資家その他のステークホルダーは、企業を評価する上では非財務情報にも関心を示すようになってきており、環境、社会、ガバナンス面におけるパフォーマンスの信頼性をより客観的視点から担保することも意義がある。前記 2013 年改訂の GRI ガイドライン (G4) では、外部保証は同ガイドラインに「準拠」するための要求事項にはなっていないものの利用することが推奨されており、当該ガイドライン中の「標準開示項目」のうち外部保証を受けている項目についてはそれを明らかにするよう求めている<sup>68</sup>。また、前記「環境報告ガイドライン」(環境省、2012 年)は、環境情報を第三者が審査等した場合には審査等の実施を証する書類を添付するものとしている。実際 CSR レポート等において、認証等の業務を行う企業(監査法人系企業等)による審査を受けて、当該審査結果を第三者保証報告書等として添付している企業がみられ<sup>69</sup>、この審査結果とともに有識者による第三者意見を添付する企業<sup>70</sup>もみられる。他方、当該審査・保証を受けることなく、第三者意見のみを添付する企業も少なくない。第三者意見については、NPO や NGO、経営コンサルティング会社、シンクタンク、消費者団体、大学、法律事務所等に所属する第三者たる個人に依頼する企業がほとんどであるが、中には社外取締役のメッセージを掲載している企業<sup>71</sup>もみられる。そして、この意見に対する企業側からの回答を併せて掲載してい

<sup>63</sup> 前掲注 19・サントリー131 頁、前掲注 26・三井物産 44 頁、前掲注 62・旭化成 66 頁等

<sup>64</sup> 前掲注 19・サントリー148 頁

<sup>65</sup> 前掲注 37・セブン&アイ 34 頁

<sup>66</sup> 前掲注 19・サントリー138 頁

<sup>67</sup> 近鉄グループ「CSR レポート 2015」39 頁

<sup>68</sup> 「GRI ガイドライン (G4) [第一部：報告原則および標準開示項目]」79 頁

<sup>69</sup> 前掲注 13・住友化学 91 頁、前掲注 62・旭化成 110 頁、ソニーHP「CSR レポート 2016」等

<sup>70</sup> 住友化学等。なお大和ハウスは、CSR レポートに第三者意見、環境報告書に審査を経た第三者報告書及び第三者意見を添付している。

<sup>71</sup> 前掲注 61・セコム 32 頁

る企業も相当数みられる。

この第三者保証・意見（特に意見）では、外部専門家からみた当該企業における CSR の取組及び CSR レポートとして評価できる点や課題等が具体的に記載されており、本稿の目的ではないものの、これを企業横断的に分析することも意義深いものといえよう。

#### IV おわりに

人や情報等が流動化する社会において、取引先、従業員、投資家、消費者、地域社会等のステークホルダーから「信頼」を獲得することは、企業の発展にとって重要度の高い課題といえるのではないだろうか。企業における環境（Environment）、社会（Social）、統治（Governance）への配慮を投資の判断材料とする動き（ESG 投資）がグローバルに拡大してきており、日本版ステewardシップ・コードも、機関投資家に対して投資先企業の持続的成長に配慮して投資するよう求めている<sup>72</sup>。コーポレートガバナンス・コードも、上場会社に対し、社会・環境をはじめとするサステナビリティをめぐり課題についての適切な対応を要請するなど<sup>73</sup>、CSR に配慮しようとする社会的な傾向がみられる。加えて、日頃から CSR に対する社内全体の意識を高めしておくことは、企業としての品格や矜持を保つとともに、企業不祥事の抑止に資するものでもある。

この様な中で、まずは CSR を取り巻く現況を押さえるべく、本稿では冒頭述べたように、現在の日本企業における CSR の取組実態を、CSR レポート等を通じて整理・概観することを試みることとした。当該取組は適宜アップデートされる上、筆者自身更に検討を深めていかなければならない課題ではあるが、本稿がその一助として少しでも役立ったのであれば幸いである。

◆辻畑 泰喬（つじはた やすたか）

慶應義塾大学法学部法律学科卒、慶應義塾大学大学院法務研究科修了

2009 年弁護士登録、中島成総合法律事務所所属。2012 年 3 月～2014 年 12 月消費者庁消費者制度課課長補佐（2014 年 3 月以降、内閣官房 I T 総合戦略室参事官補佐を併任）

【近時の主な著作】「Q & A でわかりやすく学ぶ 平成 27 年改正個人情報保護法」（第一法規）、「公務員弁護士のすべて」（共編著、レクシスネクシス・ジャパン）、「企業における CSR 施策としての個人情報保護対策」（第一東京弁護士会総合法律研究所「法務リスク管理最前線」〔清文社〕）、「トレーサビリティ制度」（「ビジネス法務」2016 年 11 月号、中央経済社）等

<sup>72</sup> 2016 年 9 月 2 日時点で 213 の機関投資家が当該コードの受入れを表明している（金融庁 HP）。

<sup>73</sup> 東証「コーポレートガバナンス・コード」原則 2-3

# 企業と環境問題

CSR研究部会部会員

弁護士 平尾 覚

## I はじめに

企業の存在抜きに環境問題を語ることはできない。企業活動はCO<sub>2</sub>をはじめとする環境負荷物質の最大の排出源であり、企業が如何に環境問題に取り組むかが地球環境保全の成否に大きな影響を与えるからである。「企業」をキーワードに環境法の論点を整理する試みは、既に吉川栄一教授らによって行われており<sup>1</sup>、そこで論じられる論点は多岐に及ぶ。本稿では、企業を取り巻く環境法上の論点のうち、刑事罰による規制、行政による規制及び企業による自主的な取組(CSR)を取り上げ、その概要を紹介することとしたい。

## II 刑事罰による規制

企業活動を規制する環境法上の枠組みのうち、最も直接的であり、かつ、企業に与えるインパクトの大きなものは、刑事罰であろう。廃棄物処理法や水質汚濁防止法等の環境法規の罰則規定の多くには両罰規定が設けられており(廃棄物処理法 32 条 1 項、水質汚濁防止法 34 条等)、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し違反行為に及んだときは、その法人や人に対しても罰金刑を科することとされている。

両罰規定に基づき企業に罰金刑が科された場合、相当額の金銭的な損害が企業に発生し、企業のレピュテーションも相当程度毀損されることはいうまでもない。しかし、企業が直面するリスクはそれだけではない。むしろ企業にとって死活問題となりかねないのは、企業が有罪判決を受けた場合、企業が受けている許認可等が取り消されるリスクがあるという点である。特に、企業が廃棄物処理法違反や水質汚濁防止法違反等の環境犯罪<sup>2</sup>で有罪となり有罪判決が確定した場合、一般廃棄物処理業や産業廃棄物処理業の許可は必要に取り消されることとされている(廃棄物処理法 7 条の 4 第 1 項 1 号・4 号、7 条 5 項 4 号ハ、廃棄物処理法 14 条の 3 の 2、14 条 5 項 2

<sup>1</sup> たとえば、吉川栄一「企業環境法第 2 版」(上智大学出版)など。

<sup>2</sup> 有罪判決が確定した場合に許可取消の対象となる犯罪は、廃棄物処理法違反及び水質汚濁防止法違反のほか、浄化槽法違反、大気汚染防止法違反、騒音規制法違反、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反、悪臭防止法違反、振動規制法違反、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律違反、ダイオキシン類対策特別措置法違反及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法違反の罪である(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 4 条の 6)。

号)。

したがって、廃棄物処理法違反や水質汚濁防止法違反等の罪で有罪判決が確定した企業が、たとえばリサイクル事業など一般廃棄物処理業や産業廃棄物処理業の許可を得て事業を行っている場合には、有罪判決に伴い事業そのものを続けることができなくなる。

また、工場等で発生した産業廃棄物を処理するための産業廃棄物処理施設を有している事業者については、環境法令違反による有罪判決が確定することにより、産業廃棄物処理施設の設置許可が義務的に取り消されることになる(廃棄物処理法 15 条の 3, 14 条 5 項 2 号)。産業廃棄物処理施設を有する製造業者は多く、これらの製造業者が環境法令違反により有罪判決を受けることは、事業活動の停止を意味し、その影響は甚大である。

環境法令違反と一口にいても、その内容は様々であり、水質汚濁防止法 31 条 2 項(過失による排水基準違反)のように、過失によって環境法令に違反する場合もあることを踏まえると、立法論としては、このような広範な義務的取消を定めることの是非については議論の余地が多分にある。

また、環境法令違反で有罪判決が確定した場合の中でも、廃棄物処理法 25 条～27 条違反の罪(禁止されている行為は多岐にわたるが、たとえば、工場の敷地内に廃棄物を投棄した場合には廃棄物処理法 25 条 1 項 14 号により処罰される。)の有罪判決が確定した場合等には、許可取消の効果は他の法人にも連鎖する可能性があることに注意が必要である。すなわち、A 法人が廃棄物処理法 25 条～27 条違反の罪による有罪判決が確定したことで、廃棄物処理法上の許可取消処分を受けた場合、A 法人の役員を務めている X が B 法人の役員を兼任しているときには、B 法人の廃棄物処理法上の許可も義務的に取り消されることとなる(廃棄物処理法 7 条の 4 第 1 項 1 号, 7 条 5 項 4 号ハ, ニ, リ, 14 条の 3 の 2 第 1 項 1 号, 14 条 5 項 2 号イ)<sup>3</sup>。したがって、廃棄物処理法 25 条～27 条違反の罪が問題となっている場合には、企業としては、不起訴処分を獲得するよう努めることはもとより、他の会社への連鎖の可能性にも目を配る必要がある。

このように、企業が環境犯罪で有罪となった場合、その影響は甚大である。このような事情からか、検察官が企業の処分を決するに際して、有罪判決が企業に与える影響を勘案の上、敢えて不起訴処分とする例も少なくない。

その典型的な例は、2004 年に発覚した製鉄会社に係る水質汚濁防止法違反事件である。これは、製鉄所から許容限度を超える有害物質が公共水域に流出したという事案であったが、製鉄所においては、排水データが基準値内に収まるように改ざんが行われていた。排水データの改竄を伴うという点で、環境犯罪としては悪質な部類に属する事案であると思われるが、検察官は、水質汚濁防止法違反の罪で水質担当者ら 3 名を略式起訴したものの、製鉄会社は起訴猶予処分とした。検察官が製鉄会社を不起訴とした理由は、報道によれば、製鉄会社が再発防止に努めていることのほか、有罪判決を受けた場合、産業廃棄物処分業の許可取消しなど法が想定する以上の経済的影響が及ぶことを考慮したとされている。

---

<sup>3</sup> 2010 年の廃棄物処理法改正前は、B 法人から先の別の法人にも許可取消が無限に連鎖する可能性があったが、2010 年改正により、連鎖は 1 次連鎖(すなわち B 法人までの連鎖)で止まるよう手当がなされた。詳細は、北村喜宣「環境法第 3 版」(弘文堂) 466 頁以下参照。

廃棄物処理法の許可取消に係る規定は、幅広く義務的な取消を定めるなど、環境犯罪の多様性を踏まえると硬直的に過ぎると思われるが、検察官による処分の実例を見ると、検察官の柔軟な訴追裁量の行使によって、廃棄物処理法の行政規定の硬直性がもたらす不合理な結論を回避しているように思われる<sup>4</sup>。

訴追判断に際して、訴追に伴って生じる刑罰以外の影響を考慮することは誤りではなく、また日本の検察当局のみがこのような実務を行っているわけでもない(米国司法省の検察官も訴追に当たっては有罪判決を受けた場合に企業がどのような不利益を受けるかを考慮する。)

しかし、義務的な許可取消の制度が存在するが故に、操業停止に伴う経済的悪影響等が甚大な大企業に係る環境犯罪においては、犯罪の内容がよほど悪質でない限り不起訴処分となることが高度の蓋然性をもって見込まれる状況となっているのではないかと思われる。環境政策の中で刑罰法規をどのように位置づけるかといった問題にも関わるが、刑罰法規に独自の意義を見いだそうとするのであれば、現在の状況は健全な状況とはいえないのではないかとも思われる。

### Ⅲ 行政による規制

行政による規制は、強制力を伴わない行政指導といった形式でなされることも多いが、悪質な法令違反に対しては、許可取消等の強力な行政処分が科されることもある。

たとえば、廃棄物処理法 14 条の 3 の 2 第 1 項は、「都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。」とした上で、5 号において「前条第 1 号に該当し情状が特に重いとき」を掲げている。「前条」すなわち廃棄物処理法 14 条の 3 第 1 号は「違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき」とされており、廃棄物処理法に違反する行為をし、かつ、情状が特に重い場合には義務的な許可取消の対象となる。ここで注意が必要なのは、廃棄物処理法 14 条の 3 第 1 号は、単に「違反行為をしたとき」とするのみで、違反行為によって有罪判決が確定したことを要求していないという点である。したがって、仮に企業が不起訴処分となり廃棄物処理法違反による有罪判決を回避することができたとしても、都道府県知事から「情状が特に重い」と判断された場合には、義務的な許可取消の対象となる。

もちろん、「情状が特に重い」といえるか否かについては、個別の事案に応じた都道府県知事の裁量に基づく判断が行われる。したがって、企業が再発防止に努めているといった事情が存在すれば、「情状が特に重い」とはいえないとの判断に至る場合が少なくないと思われる。

ただし、「行政処分の指針について」と題する環境省通知(平成 25 年 3 月 29 日)に以下のような記載がある点には注意が必要である。

---

<sup>4</sup> 全般的な傾向として、意図的な法令違反が行われた場合や環境への悪影響が大きい場合には、法人も起訴されることが多い。もっとも、上記製鉄会社に係る水質汚濁防止法違反事件は、意図的な排水データの改竄といった極めて悪質な行為が行われていたにもかかわらず、法人は起訴を免れている。これは、検察官において、行為の悪質性を踏まえても、なお、法人を起訴した場合の悪影響が甚大であると評価したものと考えられる。

「『情状が特に重いとき』とは、不法投棄など重大な法違反を行った場合や違反行為を繰り返し行い是正が期待できない場合など、廃棄物の適正処理の確保という法の目的に照らし、業務停止命令等を経ずに直ちに許可を取り消すことが相当である場合をいい、違反行為の態様や回数、違反行為による影響、行為者の是正可能性等の諸事情から判断されるものであること。なお、法第 25 条から第 27 条までに掲げる違反行為を行った場合については、重大な法違反を行ったものとしてこれに該当すると解して差し支えないこと。」(同 12 頁)

このように、一見、環境省通知は、廃棄物処理法 25 条～27 条に掲げる違反行為を行った場合には「情状が特に重いとき」に該当するとの考え方を示しているように思われる。これを受けて、各都道府県が定める廃棄物処理法上の許可取消の基準においては、廃棄物処理法 25 条～27 条に掲げる違反行為を行った場合には許可を取り消すとされている例が多い。

もちろん、環境省通知は、あくまで「重大な法違反を行ったものとしてこれに該当すると解して差し支えない」とするのみで、事案の内容に応じた柔軟な判断がなされることを排除しておらず、各都道府県が定める基準も同様である。

しかし、都道府県の担当者によっては、基準を硬直的に運用しようとする傾向があり、企業としては注意が必要である。再発防止や原状回復のための取組に力を注ぎつつ、環境省や各都道府県が公表している処分例を基に、不法投棄事案のような廃棄物処理法 25 条～27 条に該当する事案であっても、必ずしも許可取消処分がなされているわけではないことを具体的に示すなどして、妥当な結論が出るよう努める必要がある。

#### IV 企業による自主的な取組(CSR)

CSR(Corporate Social Responsibility)という概念自体は、新しい概念ではない。CSR を直訳すると、「企業の社会的な責任」ということになるだろうが、環境問題に関していえば、公害が重大な社会問題となっていた 1960 年～1970 年代には、既に企業の社会的な責任が議論されている。しかし、近年に至り、ISO26000「社会的責任に関する手引き」の発行に代表されるように、CSR に対する関心はこれまでになく高まっており、企業が CSR 報告書を公表し、人権問題や環境問題への取組を PR する例も増えている。

取締役は、会社に対して善管注意義務を負っており(会社法 330 条、民法 644 条)、これは会社ないし株主の利益を最大化する義務とも還元される。このような取締役の負う善管注意義務と CSR の関係については、CSR 活動が、ひいては会社の長期的な成長や競争力の強化に資するとして正当化する議論もある。確かに、CSR 活動の多くは、企業の社会的な評価を向上させることにつながると思われ、会社の成長や競争力の強化に繋がる場合も多いと思われる。もっとも、企業の CSR 活動の全てがかかる側面を有しているというのはやや誇張が過ぎるように思われる。CSR 活動の中には、対外的に大々的に公表されることはなく、直接的には企業の事業活動にメリットをもたらさないものも含まれていると考えられるからである。この点、株式会社による企業献金の是非が問題となった八幡製鉄所事件において、最高裁判所が「会社に、社会通念上、期待ないし要請されるものであるかぎり、その期待ないし要請にこたえることは、会社の当然にな

しうるところであるといわなければならない。・・・会社が、その社会的役割を果たすために相当な程度のかかる出捐をすることは、社会通念上、会社としてむしろ当然のことに属するわけであるから、毫も、株主その他の会社の構成員の予測に反するものではなく、したがって、これらの行為が会社の権利能力の範囲内にあると解しても、なんら株主等の利益を害するおそれはない」(最判昭和 45 年 6 月 24 日・民集第 24 卷 6 号 625 頁)と判示したのと同様の理が企業による CSR 活動にも当てはまるものと考えられる<sup>5</sup>。

CSR 活動には、慈善寄附のような企業の事業活動と全く関わり合いを持たないものから、事業活動と密接に関連するものまで幅広いバラエティを持つ。もっとも、欧米においては、あるべき CSR 活動は、事業と関係なしに行われるものではなく、事業活動に組み込まれる形で行われるものであるとの考え方が根強い。ISO26000 においても、CSR の定義は「組織の決定及び活動が社会及び環境に及ぼす影響に対して・・・組織が担う責任」とされており、企業の事業活動に組み込まれる形での取組が念頭に置かれている。

このような考え方の背景には、事業活動を行うことを本旨とする企業にとって、CSR 活動を恒久的なものとするためには、CSR 活動自体が事業活動に組み込まれる必要があるとの問題意識があるものと考えられる。

この点で、環境問題に関わる CSR は比較的事業活動に取り込みやすい取組であるといえるかもしれない。

ISO26000 を参照しつつ自社の CSR に対する取組を公表している企業は多いが、たとえば、トヨタ自動車株式会社は、ホームページ<sup>6</sup>において「ISO26000 対照表」を公開している。このうち、環境に関する取組については、「電気エネルギーを利用した次世代車の開発推進とそれぞれの特徴を活かした普及推進」と題して、同社の製造する自動車の環境性能の PR が行われている。これは、CSR 活動を事業活動に組み込むと同時に、企業の成長や競争力の強化に結びつける取組の良い例であると考えられる。

三井化学株式会社も、そのホームページ<sup>7</sup>において同様の観点からの PR をしており、特に製造業においては、環境問題への取組を事業に組み込み、同時に、企業の成長や競争力に結びつける取組が行いやすいものと思われる。

## V おわりに

環境問題に効果的に取り組む上では、刑事罰や行政規制といった国主導の取組では限界があることはいうまでもない。これらの手段は、特に悪質な事案あるいは何らかの理由で明るみになった事案に対して講じられるものであり、網羅性に欠けることは否めないためである。環境問題は、時として世論の過剰な反応を引き起こすこともあり、CSR という言葉が普及する遙か以前から、企業は自ら積極的に環境問題に取り組み、また、かかる取組を PR してきた。この意味で、

<sup>5</sup> 野田博「CSR と会社法」(江頭憲治郎編「株式会社法体系」有斐閣・27 頁以下)

<sup>6</sup> <https://www.toyota.co.jp/jpn/sustainability/csr/iso26000/>

<sup>7</sup> <http://jp.mitsuichem.com/csr/guideline/iso26000.htm>

環境分野は、CSR の中でも比較的成熟した分野であるといえ、今後、人権や労働といった他の分野への取組を行う上でも、参考とされるべき点が多いと思われる。

◆平尾 覚 (ひらお かく)

東京大学法学部卒業，イリノイ大学ロースクール卒業

第一東京弁護士会所属

【主な職歴等】1998年，検事任官。福岡地方検察庁検事，法務省刑事局局付検事，福岡地方検察庁久留米支部長，東京地方検察庁特別捜査部検事等を経て，2011年4月，退官，弁護士登録，西村あさひ法律事務所勤務。2015年1月よりパートナー弁護士。

【主な著書・論文等】「暴力団排除条例への対応と留意点」Website・法と経済のジャーナル Asahi Judiciary (2012)，「役職員の不祥事対応」Website・Lexis AS ONE (2012) [共著]，实例解説 企業不祥事対応 (経団連出版・2012) [共著]，「国際カルテル事案における逃亡犯罪人引渡手続を巡る問題点」公正取引 749号 (2013) [共著]，会社を危機から守る 25の鉄則 (文藝春秋・2014) [共著]，「役員・従業員の不祥事対応の実務～調査・責任追及編～」(レクシスネクシス・ジャパン・2014) [共著]，「役員・従業員の不祥事対応の実務～社外対応・再発防止編～」(レクシスネクシス・ジャパン・2015) [共著]，「日本版司法取引と企業対応」(清文社・2016)

# 近時のCSRの動向・労働問題を中心とする サプライチェーンにおける人権問題について

CSR研究部会部会員  
弁護士 佐藤祐子

## I CSRの位置づけの変遷

CSRとは「企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility)」を意味するものであるが、日本では、従来、環境問題や社会貢献活動（ボランティア活動等）に位置づけられることが多かった。

しかし、近年、企業活動がグローバル化し、社会における企業の存在が高まるとともに、社会から企業に対する期待や要請が高まり、ビジネスと人権の問題を企業が解決することが意識されるようになってきている。

すなわち、伝統的に、人権とは、国家による脅威から個人を保護するための一連の規範や慣行であって、人々が尊厳をもって生きるために必要な条件を確保する義務は国家にあると考えられてきた。<sup>1</sup>

しかし、ことに1990年代以降、多国籍企業がグローバルに操業するようになり、企業が人権擁護のためのシステムが脆弱な発展途上国に生産拠点を移転する等行うようになっていった。そのような中で、企業に対し、ビジネスと人権の問題として、消費者、従業員、地域社会の住民など企業がかかわるすべての利害関係人（ステークホルダー）のことを配慮し、社会が直面しているさまざまな課題の解決に貢献することが期待されるようになり、こういった問題がCSRの課題として捉えられるようになってきた。

このようなCSRの位置づけの変遷の一例として、EUを挙げると、2006年「CSRに対する欧州アライアンス」と題する欧州委員会のコミュニケーション（政策文書）（COM 2006 136）においては、CSRとは、「企業が社会及び環境についての問題意識を自主的に自社の事業活動及びステークホルダーとの関係構築の中に組み入れること」とであると定義されていた。

しかし、2011年「CSRに関する2011-2014年の新たな方針」と題する欧州委員会のコミュニケーション（政策文書）（COM 2011 681）では、より積極的に、CSRとは、「企業の社会への影響に対する責任」である<sup>2</sup>と定義され、企業は、投資家などのステークホルダーとの緊密な

<sup>1</sup> ジョン・ジェラルド・ラギー「正しいビジネス」（岩波書店）12頁以下

<sup>2</sup> EU MAG（駐日欧州連合代表部公式ウェブマガジン）

<http://eumag.jp/feature/b0913/>

協働により、社会、環境、倫理、人権、消費者に関する問題意識を経営と事業戦略に組み入れるプロセスを構築すべきと指摘されている。

## II 労働問題を中心とするサプライチェーンの人権問題

上記のようなグローバル化の流れの中で、企業は、自らの海外事業所だけではなく、法的には自社が法的責任を負わないかもしれない生産委託先やサプライヤーにおける人権問題についても、自社の防衛のために対応をとることが必要となる場面が出てきた。<sup>3</sup>

この問題が大きく注目されるようになった著名な例として、ナイキ社のスウェットショップ（労働搾取工場）問題が挙げられる。

ナイキ社は、1970年代から外部委託生産を開始し、その後、完全な外部委託生産を行うようになり、1990年までには中国やインドネシアをはじめとするアジア諸国において商品の委託生産をしていた。

そうしたところ、1990年代初頭から、インドネシアを皮切りに、委託先の労働者が、低賃金で長時間労働等の劣悪な労働条件のもと搾取されている等の問題が各地で報告されるようになった。また、パキスタンでのサッカーボール工場における児童労働の問題も大きく報道され、1990年代後半から、NGOらの批判キャンペーンが繰り広げられて大規模な不買運動等が行われ、ナイキ社の評判も株価も下落した。さらに、ナイキ社が労働現場での対応について進捗報告を提出し始めてからも、カリフォルニア州にてナイキ社の進捗報告が虚偽や誤解を生じる宣伝を禁止した州法に違反すると主張して訴訟も提起され（のちに和解）、ナイキ社は経済的に大きな打撃を受けることとなった。

日本でも、2015年、ユニクロブランドを展開するファーストリテイリング社の中国製造請負工場での深刻な過酷労働が行われているとして、香港や日本のNGO（認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウ）から報告がなされ、大きく報道された件は、記憶に新しい<sup>4</sup>。

なお、ファーストリテイリング社については、上記調査報告書公表後の同年4月、カンボジアの委託先工場で過酷労働が行われていたとの報告もされ、同年6月17日には、上記NGOにより、国連人権理事会において労働者搾取の例として報告されている<sup>5</sup>。

## III 国際規制の動向<sup>6</sup>

<http://www.eea.europa.eu/policy-documents/com-2011-681-a-renewed>

<sup>3</sup> ジョン・ジェラルド・ラギー「正しいビジネス」（岩波書店）43頁以下、

KPMG/あずさ監査法人「紛争鉱物規制で変わるサプライチェーンリスクマネジメント」（東洋経済新聞社）5頁以下等

<sup>4</sup> <http://bylines.news.yahoo.co.jp/itokazuko/20150113-00042192/>など

<sup>5</sup> 認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウ <http://hrn.org.jp/activity/category/uniqlo/>

<sup>6</sup> 本項及び次項については、各箇所引用している文献等のほか、NBL1065号より連載されている、弁護士蔵元左近先生の「ステークホルダー対応の最前線」の連載第1回「コーポレートガバナンス/CSRに関する国際的規範・基準の近時の重要な動向」（1065号）、第4回「責任あるサプライチェーン」に関する各国の法令の動向（上）（1073号）及び第5回「責任あるサプライチェーン」に関する各国の法令の

1 労働問題といった人権問題については、各国により法規制が異なるため、その対応は国ごとに異なるものとならざるを得ない。しかし、グローバル化の流れの中で、以下に挙げるような様々な国際的な原則やガイドラインが設けられ、これらの規範の多くは法的規範には至っていないが、多数の企業により支持されるに至っている。

## 2 国連 ビジネスと人権に関する指導原則（ラギー報告書）（2011年3月）

2005年に国連事務総長特別代表に任命されたジョン・ラギーは、2008年「保護・尊重・救済の枠組み」（フレームワーク）を発表し、さらに、この枠組みを実現するために、「ビジネスと人権に関する指導原則」を作成し、2011年6月16日、国連人権理事会がこれを推奨することを全会一致で決定した。

指導原則は、31の諸原則と、その意味や関連事項を説明する注釈からなり、以下の3つの柱を基礎に置いている。

- ①自国の領域かつ／または管轄権において、ビジネスを含む第三者の侵害から人権を保護する国家の義務
- ②他社の権利を侵害せずビジネスが巻き込まれる有害な影響に取り組むことを意味する、人権を尊重する企業の責任
- ③害悪を被った人々の救済へのアクセス

そして、この指導原則は、全ての国家、及び多国籍か否かにかかわらずすべての企業に、その規模、業種、所在地、所有地及び組織構造に関係なく適用されるものとされている。

指導原則は、法的拘束力のある国際条約ではないが、「企業関連の害悪に対して人権の保護を確立するための規範的なプラットフォーム<sup>7</sup>」として、現在、事実上、国際的な企業の行動規範となってきたといえる。

## 3 OECD 多国籍企業行動指針（2011年5月）

OECDは、指導原則を参考に、企業には人権を尊重する責任があるという内容の人権に関する章の新設や、リスク管理の一環として、企業は自企業が引き起こす又は一員となる実際の及び潜在的な悪影響を特定し、防止し、緩和するため、リスクに基づいたデュー・デリジェンスを実施すべき等の規定が新たに設けられた。<sup>8</sup>

また、同行動指針は、サプライチェーンについても、明示的にその射程に含めている。

同行動指針には法的な拘束力はないが、一般方針、情報開示、人権、雇用及び労使関係、環境、贈賄・贈賄要求・金品の強要の防止、消費者利益、科学及び技術、競争、納税等、幅広い分野における責任ある企業行動に関する原則と基準を定めている。

## 4 ISO26000（2010年11月）

ISO（国際標準化機構）は、2010年11月1日、企業を含むあらゆる組織の社会的責任につ

---

動向（下）（1075号）を各所で参照させていただいた。

<sup>7</sup> ジョン・ジェラルド・ラギー「正しいビジネス」（岩波書店）174頁

<sup>8</sup> 外務省HP「企業の社会的責任（CSR） 多国籍企業行動指針」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html>

いての国際規格（社会的責任規格、ISO26000）を発行した。

同規格は、社会的責任の中核課題として、組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティ参画・開発の7つを挙げ、企業にも人権や労働慣行を尊重する義務があることを明記し、さらに各所で「サプライチェーンを含めて」といった記載をし、サプライチェーンを射程に含むことを明らかにしている（ただし、どこまでのサプライヤーを対象にするかは明記していない）。<sup>9</sup>

そして、人権に関する具体的な課題として、①人権デュー・デリジェンス、②人権に関する危機的状況、③共謀の回避、④苦情解決、⑤差別及び社会的弱者、⑥市民的及び政治的権利、⑦経済的、社会的及び文化的権利、⑧労働における基本的原則及び権利を挙げ、労働問題は、中核課題の労働慣行だけではなく「人権」課題の一つとして対応すべきとしている。

## 5 EU（政策文書）

上記1で述べたとおり、欧州委員会は、2011年10月、「CSRに関する2011-2014年の新たな方針」と題する欧州委員会のコミュニケーション（政策文書）（COM 2011 681）を発表した<sup>10</sup>。

この政策文書は、OECD 行動指針改定版、国連の指導原則及びISO26000に言及し、ビジネス事業に対して、サプライチェーンの中でのリスクを含む、リスクに基づくデュー・デリジェンスを提案している。

具体的には、「従業員1000人を超える欧州のすべての大企業はISO26000を考慮し、自らモニタリングすること」「2014年までに欧州のすべての大企業は、国連グローバルコンパクト、OECD 行動指針改定版、ISO26000のうち少なくとも一つを考慮してCSR方針を作成すること」等を求めている。

さらに、企業に対し、人権や環境といった非財務情報を開示すべきことを求めていたところ、2014年4月15日、欧州議会はEU会社法を改正し、EU域内の、（報告年次を通じた平均）従業員数が500人以上の、社会的影響度が高い（公共性のある）企業（原則として、EU域内の証券取引所における上場企業が対象）は、環境、社会・従業員・人権・腐敗防止に関する方針等の非財務情報を、毎年の経営報告書で開示する義務を負うことを定めた。

## IV 各国の法令

- 1 上記のような動向を受けて、欧米各国では、サプライチェーンの人権問題に対応するため、各国の法令で規制を設けようという動きが出てきている。

アメリカ合衆国には、しばしば言及される、2010年成立・2012年施行されたカリフォルニア州サプライチェーン透明法がある。<sup>11</sup>同法は、同州で事業を行っている世界売上1億ドル以

<sup>9</sup> 関正雄「ISO26000を読む」（日科技連出版社）48頁

<sup>10</sup> <http://www.eea.europa.eu/policy-documents/com-2011-681-a-renewed>  
<http://www.csr-communicate.com/csrtopics/20120105/csr-24881>

<sup>11</sup> <https://oag.ca.gov/sites/all/files/agweb/pdfs/sb657/resource-guide.pdf>

上の小売業者または製造業者に対し、サプライチェーンにおいて奴隷労働や人身取引を排除する取組に努めていることの開示（ただし毎年開示する義務はない）を求める法律である。

その後、2016年2月24日、2015年貿易円滑化及び権利行使に関する法律が成立した。<sup>12</sup> 同法は、強制労働によって製造された製品の輸入禁止を強化している。

2 さらに、2015年3月には、英国で、現代奴隷法（Modern Slavery Act 2015）が成立した。

この新しい法律については、脚注6に挙げたNBL1073号・「ステークホルダー対応の最前線 連載第4回」にて蔵元左近先生が詳しく解説くださっているところであるが、同法は、対象を、世界での売り上げが年間3600万ポンドを超え、かつ英国国内で事業の全部または一部を行う企業としている。そして、2016年3月31日以降に会計年度が終了する対象企業に、4月1日以降、順次、自社の事業およびサプライチェーンにおいて、奴隷労働（隷属状態及び強制労働を含む）ならびに人身取引が発生しないことを確保するために前会計年度中にとった措置について、報告（情報開示）を行うこと（かかる措置をとらなかった場合はその旨を報告すること）を義務付けている（現代奴隷法54条4項）。

同法の対象となる「英国国内で事業の全部または一部を行う企業」に該当するか否かは、最終的には裁判所が判断するが、コモン・センス・アプローチにより判断されるところの、英国において明白な事業実態があるか否かが基準となる。<sup>13</sup>

「英国国内に子会社を有すること」それ自体では、親会社が英国国内において事業を行っていることを意味しないが、英国国内に駐在事務所または支店を有する日本企業は、場合によっては該当する可能性があるし、子会社自体は当然対象となり得る。同法違反に対しては、強制履行命令が出され、同命令に従わない場合には罰則（法定侮辱罪、無制限の罰金刑）が課される。

## V 日本国内の動向

これまで述べたような国際的動向は、日本も無関係ではない。

前述のファーストリテイリング社の例を挙げれば、同社は、二次サプライヤーを含めた取引先工場の適正な労働環境整備を推進する方針を示し、CSRレポートにおいて「2004年より、一次取引先である縫製工場に対して実施してきた労働環境モニタリングを、2015年9月現在、ユニクロの全生産量の70%を占める素材工場に対しても導入。素材工場では、労働環境および環境負荷に関するモニタリングを実施しています。」と報告している。<sup>14</sup>これに対し、国際的なNGO

---

<sup>12</sup> 公益財団法人日本関税協会 HP

<http://www.kanzei.or.jp/topic/international/2016/for20160330.htm>

<sup>13</sup> 現代奴隷法ガイド

[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/471996/Transparency\\_in\\_Supply\\_Chains\\_etc\\_A\\_practical\\_guide\\_final.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/471996/Transparency_in_Supply_Chains_etc_A_practical_guide_final.pdf)

<sup>14</sup> ファーストリテイリング社 CSR レポート 2016

[http://www.fastretailing.com/jp/csr/report/pdf/csr2016\\_06.pdf#page=1&pagemode=thumbs&zoom=80](http://www.fastretailing.com/jp/csr/report/pdf/csr2016_06.pdf#page=1&pagemode=thumbs&zoom=80)

による継続的なモニタリングが続いている<sup>15</sup>。

また、2015年6月から施行された日本版コーポレートガバナンスコードは、基本原則2として、上場企業は、株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めるべきであると定め、基本原則3で、会社の財務情報だけでなく、人権問題への取組みといった非財務情報についても、法令に基づく開示を適切に行うだけでなく、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべき旨定めている。<sup>16</sup>

日弁連も、2015年1月、人権デュー・デリジェンスのためのガイダンス（手引き）を発表し<sup>17</sup>、サプライチェーンにおける人権・CSR配慮のため、サプライヤー契約においてCSR条項を設けることの有効性に言及している。

アメリカ合衆国や英国で事業を行っている対象企業が、IVで述べたようなその国の定める法規に違反しないように対応すべきことはもちろん、今日のグローバル化した経済においては、具体的に海外進出を予定していない企業であったとしても、国内外を問わず、外部工場から製品供給を受ける等の可能性がある。そして、インターネットにより企業に対する評価が容易に世界規模で広がり得ることを考え合わせると、IIIで述べたような国際的規範に準拠した対応をとっておくことが企業として望ましいといえる。弁護士としては、契約書作成等、企業を法的にサポートする上で、このサプライチェーンにおける人権問題を常に意識し対応することが必要であろう。

◆佐藤 祐子（さとう ゆうこ）  
東京大学法学部卒業  
2002年司法修習修了（55期）、2011年弁護士登録、半蔵門総合法律事務所所属  
【著作】最新取締役の実務マニュアル（新日本法規出版）（分担執筆）

<sup>15</sup> 2016年、日本、カンボジア、米国等のNGOが共同で、カンボジアで労働環境改善を求めてストライキを行った労働者が工場経営者によって大量解雇され、同国の仲裁機関が工場経営者に対して労働者の権利を保障するように裁定した件につき、同工場に生産を委託しているファーストリテイリング社が積極的に工場経営者側に対応を求める措置を取らないことが同社の行動規約に違反していると指摘し、同社が労働者の職場復帰を促し、問題解決のための交渉に参加することを促すよう要請する旨の公開書簡を発表した。これに対し同社は、工場経営者側に解決を働きかけたこと、従業員の再雇用が実現し和解が成立した旨のプレスリリースを発表するに至っている。<http://hrn.ott.jp/activity/category/uniqlo/>

<sup>16</sup> 堀江貞之「日経文庫 コーポレートガバナンスコード」（日本経済新聞社）48~57頁

<sup>17</sup> 日弁連「人権デュー・デリジェンスのためのガイダンス（手引き）」

[http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2015/opinion\\_150107\\_2.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2015/opinion_150107_2.pdf)